落札者決定基準

「群馬県税務システム導入及び運用に係る委託業務」に係る落札者決定基準について、 次のとおりとする。

1. 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格を入札した者であって、かつ、総合評価の ための提案書の提案内容について下記2及び3により算出された総合評価点に、下記4 により算出された付加点を加算し、その合計点数が最も高い者とする。

合計点数 = 総合評価点(技術点(最大600点) + 価格点(最大200点)) + 付加点(最大200点)

なお、落札者となるべき合計点数の最も高い入札者が2者以上あるときは、

- (1)「技術点」、「価格点」、「付加点」が異なる場合、「技術点」が高い者を落札者とする。
- (2)「技術点」、「価格点」、「付加点」が同じ場合 当該入札者にくじを引かせ、落札者を 決定する。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

2. 技術点

別紙「提案書評価表」に基づき総合評価のための提案書を審査して、次により算出する。なお、技術点の満点は、600点満点とする。

(1) 評価項目

提案書評価表のとおり。

(2) 評価項目単位の採点 (提案書評価票 項目6を除く)

評価項目単位の採点は、提案書の記載内容により0~10点までの11段階評価とする。

11段階の評価の目安は、次のとおりとし、本県で想定している一般的な提案は5点とする。

(目安)	非常に優れている	. 0点
	優れている	7点
	普通である (当県が想定した内容の提案)	5点
	劣っている	3点
	評価に値しない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0 点

- ※ 提案書評価表の項目のうち、「項目2」に関しては、調達仕様書の要件が具備 されていない場合は、失格とする。
- (3) 評価項目単位の採点 (提案書評価表 項目6) 提案書機能要件評価票に機能ごとに対応状況を記載し計算する。
- (4) 評価項目単位の重要度重要度を各評価項目単位に設定する。
- (5) 技術点

評価項目単位の採点に重みを乗じて集計したものを技術点とする。

技術点 = 評価項目単位の採点 × 重要度 ※最大600点

3 価格点

次に掲げる式により算出する。なお、価格点に端数があるときは、小数点以下第1位 を四捨五入する。

価格点 = 200点 × (1-入札価格/予定価格)

4 付加点

付加点として以下の内容の加点を行う。

(1) 当県要件定義より優れている機能の保持

提案書機能要件評価票(提案書評価表 項目6)で当県が指定した機能要件について、内容を確認した上で当県提案の要件より優れている機能と認めた場合に、以下の式で評価し追加点を付加する。

付加点(当県要求より優れている機能の保持) =

提案書機能要件評価票の ◎ の個数 × 1点

※最大80点

※提案内容を確認の上、当県が優れていると認めない場合は加点しない

(2) 税務業務の合理化(効率化、DX化)の推進

調達仕様書 別紙1に記載されている機能要件以外で、税務業務の合理化(効率 化、DX化)となる提案がある場合に、最大3提案まで追加点を付加する。

採点は、提案の内容により以下の基準及び式で評価し、追加点を付加する。

(目安1) 県民の利便性の向上に寄与するか

非常に効果が高い.....5点

効果がある ………3点

	わずかに効果がある 1点
	効果がない 0 点
(目安2)	県職員(システム利用者)の業務効率化に寄与するか
	非常に効果が高い
	効果がある 3 点
	わずかに効果がある ・・・・・・・・・ 1点
	効果がない 0点
1 提第	まあたりの付加点(税務業務の合理化(効率化、DX化)の推進) =
	提案内容に対する評価((目安1) + (目安2)) × 重要度(4)
	※1提案あたり最大40点
	※3提案で最大120点